



HPはこちら

申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ⑤

寒冷地手当の改善を要求！

【現行】賃金規程

(支給範囲)

第135条 寒冷地手当は、10月1日（以下「基準日」という。）現に、寒冷地手当級地区分表（別表第23）に掲げる地域を在勤地とする社員に支給する。

(支給額)

第136条 寒冷地手当は、基準日現在における寒冷地級地別及び世帯態様区分により、寒冷地手当定額表（別表第24）に掲げる額とする。※以下略

【現行】寒冷地手当定額表（賃金規程 別表第24）

級地	世帯態様		
	世帯主	準世帯主	その他
1級地	105,000	63,000	42,000
2級地	75,900	45,600	30,300
3級地	48,900	29,300	19,600
4級地	34,100	20,500	13,600
5級地	19,800	11,900	7,900

(単位：円)

★在勤地または居住地（単身赴任者は扶養親族の居住地）のうち
「高い級地区分の額」を支給することを要求！

現場で働く組合員・社員の声

- ・現行の寒冷地手当では「在勤地」で級地が区分されているが、在勤地または居住地の高い級地区分の額を支給するべきだ！会社施策によって単身赴任を余儀なくされている社員は「扶養親族の住居」と「単身赴任先の住居」の両方の暖房等の費用を負担している！
- ・級地エリアに家族と居住し「寒冷地手当」が支給される在勤地で勤務していたが、会社施策によって遠距離通勤や単身赴任などにより、支給範囲外の在勤地となったために支給されない社員がいる！
- ・「統括センター」「営業統括センター」になることで「在勤地」のあり方も変わってくる！

★寒冷地手当定額表の額を 一律「1万5千円」の増額を要求！

現場で働く組合員・社員の声

- ・原油価格が高止まりし、灯油やガス、電気料金など社員の負担が増加している。エネルギー価格の上昇にも対応できる寒冷地手当額とするべきだ！
- ・物価などが変わっているにも関わらず、支給額は20年以上も前から変わっていない！